

検査制度の見直しに関する試運用実施のための説明会（フェーズ2）次第

1. 説明項目

- (1) 新検査制度の試運用フェーズ2に係る運用について
- (2) 質疑応答

2. 資料

- (1) 新検査制度の試運用フェーズ2に係る運用について
- (2) 検査制度の見直しに関する試運用実施のための要領（フェーズ2）

新検査制度の試運用フェーズ2に 係る運用について

1. 試運用フェーズ1における課題 (1/5)

【気付き事項の評価手法等の認識状況について】

- (1) リスクインフォームド/パフォーマンスベースの検査に対する理解不足
⇒ 何にリスクの観点から重きを置くか、パフォーマンスとして認識すべき保安活動の範囲などについて、経験を積むことで、検査の視点の設定や、検査対象の選定、安全上の重要性の評価等に反映。
- (2) 現場での気付き事項を十分に共有できておらず、評価上の取扱いなどの検討対象となる情報が少ない。
(試運用の状況をまとめたデータベースへの情報蓄積不足)
- (3) 気付き事項のスクリーニングにおける取扱いの差異 (マイナー/マイナー超)
⇒ 気付き事項の情報共有化と評価に係る議論を継続し、評価の相場観を共有。



「GI0008検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」に反映し、継続的に試運用での気付き事項ごとの認識 (マイナー/マイナー超) に係る情報を蓄積・共有する。



本庁にて現場での評価を検証後、「GI0008検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」に反映し、その結果を現場へフィードバックする。

【GI0001共通事項に係る検査ガイドの拡充①】

(1) 検査や評価を的確に実施するための追記

- 原子力規制検査実施の趣旨

ありのままの事業者のパフォーマンスを監視する上で必要となる一般的な事項の整理

(例：現場事業者へ連絡の無い状態での検査官の入域、現場の作業の監視の視点の設定や対象の選定の仕方、検査活動の準備、実施手順、具体的実施手法等)

- 検査の実施方法

- ・ 日常検査／チーム検査の性格

- ・ サンプル数の考え方（通常運転時以外の建設段階、廃止措置段階、長期停止中等に応じた考え方を整理）【本】

- フリーアクセスに係る記載

- ・ 検査前準備期間における必要な情報の収集方法

- ・ インタビューの効果的な運用／手法

- ・ 工場立会いの一般的ルール

- オペラビリティ、プレコンディショニング等の具体的考え方

⇒ これらの考え方については、今後のWGにて、その内容や要件等を検討した後、要求事項として明確にすべき考え方についてはGS1001保安措置運用ガイドに、詳細な内容については本ガイドに記載

- 各検査ガイド内の用語の意味の明確化（例：重大な、可能性、適切、主要な安全機器等）

1. 試運用フェーズ1における課題 (3/5)

【GI0001共通事項に係る検査ガイドの拡充②】

(2) 現場における検査官の活動範囲の明確化

- 検査官が検査で必要に応じて機器等に触れることの可否と範囲を整理。

(現行ガイドの記載) 施設の安全確保の観点においても、原則として回転機器等の設備・機器、保管されている資機材等に自ら触れない、又は、不用意に接触しないように留意する。



(ガイドの変更案) 現場のウォークダウンにおいては、設備・機器等の機能や状況に影響を与える行動や検査官自身に危険が及ぶ可能性がある行動は一切行わないこと。

⇒ 適切な監視／検査のために、機器の温度や振動を確認するための触検や Read Onlyのプロセスコンピュータ端末操作の可否等を整理し、ガイドの運用実務として検査官に周知。

- 労働安全を含む一般的な現場ルールの明確化

⇒ 区分に応じた放射線防護措置、異物混入防止エリア等の個別に管理された区域への対処の考え方、高所作業等の危険性をはらむ場所・活動に係る注意点等

【試運用や制度全体に係る個別事項の検討】

（1）制度全体に係る課題

- 施設の状態（通常時/長期停止中/建設中/廃止措置中）に応じた検査の視点の設定や検査対象の選定の考え方に整理が必要。⇒ 以降の試運用の結果も踏まえて、「GI0001共通事項に係る検査ガイド」や「NKP001原子力規制検査等実施要領」などを活用して考え方等を整理。
- 本来パフォーマンスを監視する検査ガイドであるが、その背景状況を理解するためのプロセス及びそのPDCAの状態を確認することに注力される場面が散見された。事業者の活動を効果的に評価する手法とそれへの習熟が必要。

（2）試運用の手法に係る課題

- 短い試運用期間で効率的に検査を実施することと、そのための事業者を求める支援のバランス
- ⇒ 時間短縮のための現場エスコートや確認図書の準備等、検査官の自主性と事業者に依頼する支援のバランスが必要。基本的には、本格運用に近づけて試運用を実施することが重要。

【フリーアクセスに係る調整】

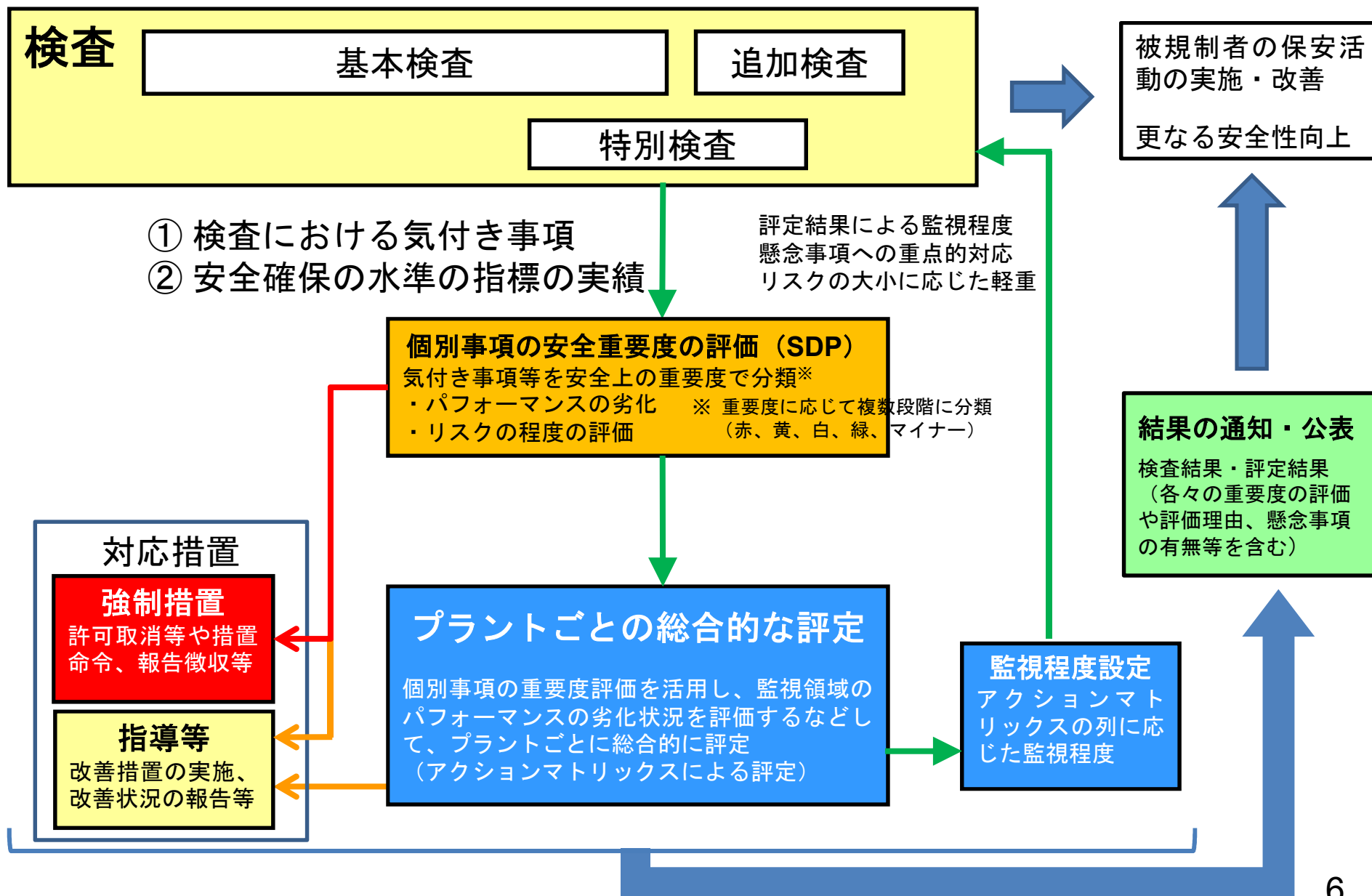
(1) フリーアクセスの合理化/効率化

- 試運用期間での情報収集及びそれらの確認に時間を要しており、今後、検査項目への習熟とも合わせて、入手が必要な情報の精査、プライオリティ付けなどを行うことが必要。
- チーム検査の検査準備期間中に確認する事業者からの情報について、その収集・確認手法が不明瞭。
 - ⇒ 事業者側での資料の作成等には負担が伴うため、書類の取り寄せは極力行わず、以下の対応を試運用で検証する。
 - ・ 電子媒体による一時的借用。
 - ・ 本庁または事業者の東京支社等で必要情報を閲覧する。
 - ・ 現場の資料は、当該事務所の検査官に依頼し、必要情報を閲覧後、本庁等関係者が情報共有。

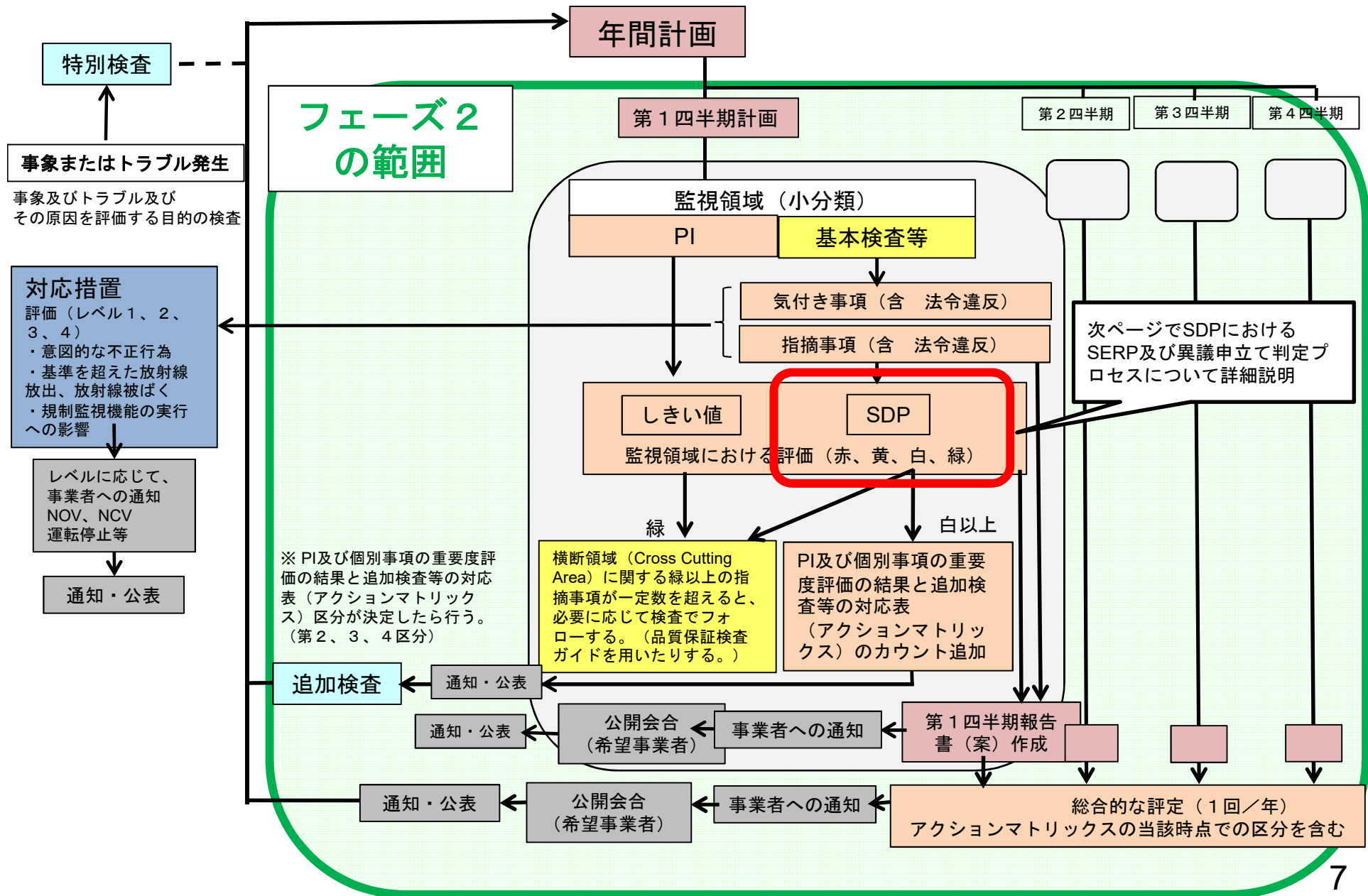
(2) その他の課題

- 事業者への質問（現場作業員インタビュー含む）の際の確認の趣旨や論点の明確化。
- 管理区域の入域制限（当該事務所以外の検査官）への対応。
- 工程調整会議等の発電所内の会議の計画や実施状況の把握。

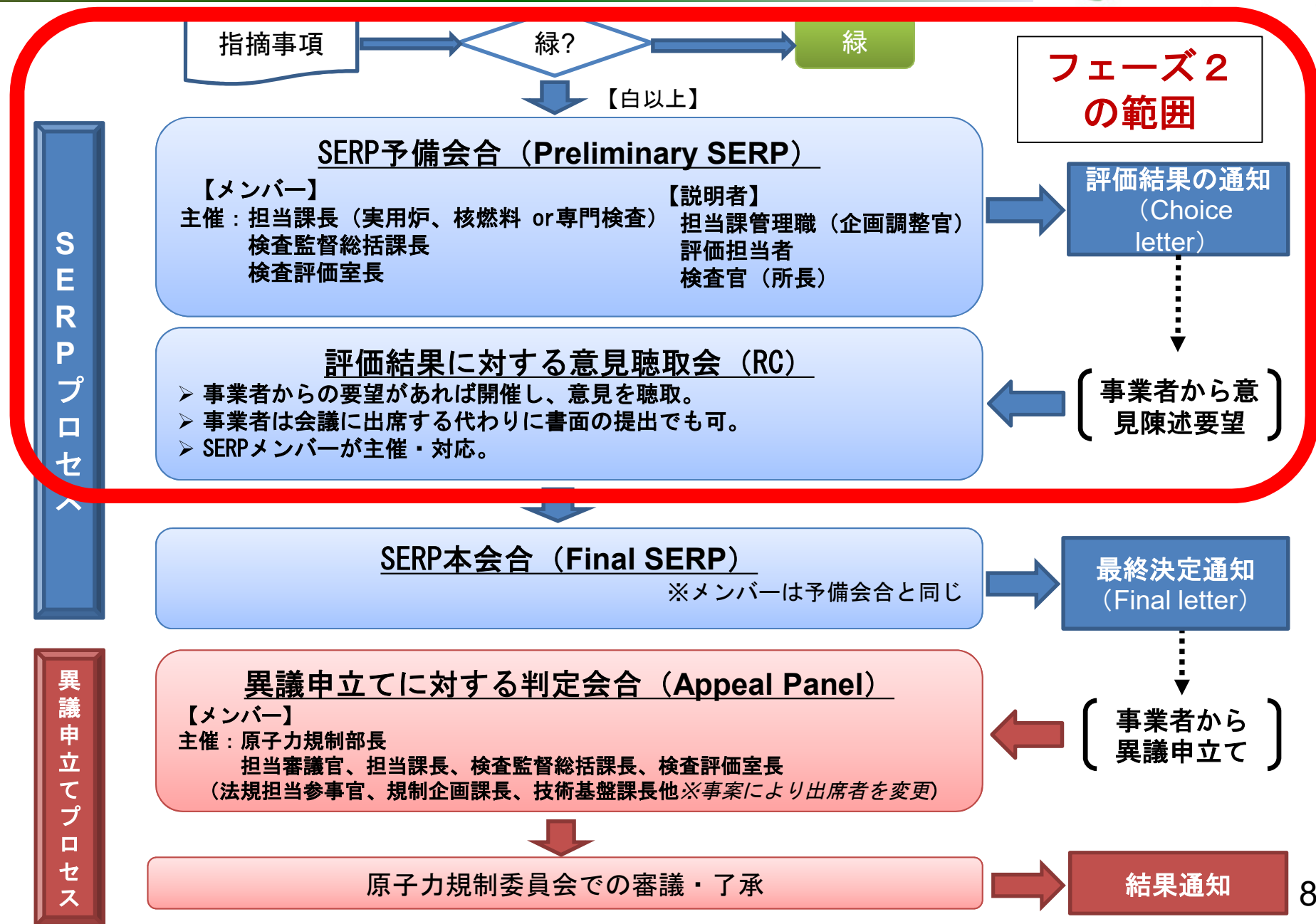
2. 新たな検査制度の枠組み



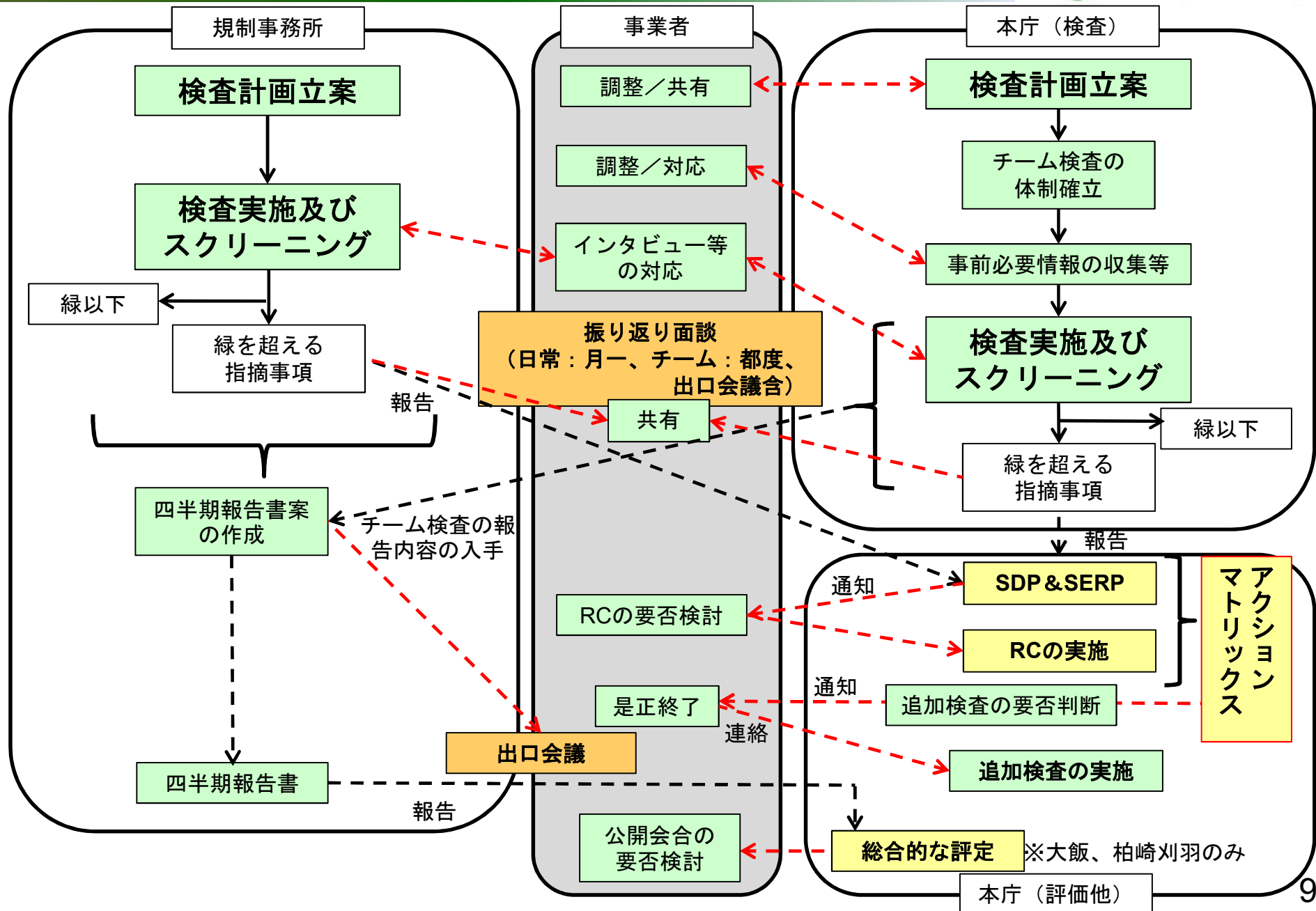
2. 新たな検査制度の枠組み 全体フロー（実用炉のモデル）



重要度決定のプロセス（安全重要度・対応措置評価会合（略称：SERP）（仮称） 及び異議申立て判定プロセス）



3. 試運用フェーズ2の流れ



4. 試運用フェーズ1を踏まえてのフェーズ2での対応／検証①

○ 前述した課題を是正しつつ、以下のような本格運用に限り無く近い状況を模擬して試運用を実施・検証していく。なお、フェーズ2は、2019年度の第1四半期、第2四半期と2回に分けて実施していく。

(1) 検査に対する習熟及び理解

(フェーズ1での実績を踏まえて、サンプル数を限定した上での実施)

a. 当該事務所検査官のみでの日常検査の計画的且つ継続的な試運用の実施と検査報告書の作成 (全事務所※1)

b. チーム検査の検査計画/報告書作成 (本庁、対象事務所※2)

※1：核燃料施設等担当事務所においては、準備状況に応じて順次実施。

※2：大飯発電所、柏崎刈羽原子力発電所を試運用の対象とするが、当該対象が無い場合は、他のプラントにて実施する場合もある。

(2) 評価関係

a. 事務所検査官における試運用後の継続的なスクリーニング活動 (全事務所)

b. 上記スクリーニング結果の検証とフィードバック (本庁⇄全事務所)

(相場観の確立と継続的な醸成)

c. 緑を超えるSDPプロセスの実施 (模擬も含む) と相場観の共有 (本庁、事業者)

d. 総合的な評価の実施 (大飯発電所、柏崎刈羽原子力発電所)

(3) 制度全体

- a. 定検時における報告手続きの模擬（大飯発電所3号機）
- b. 四半期毎の会議の模擬（全サイト、全事務所）
- c. 検査と法定確認行為の試運用の同時実施と課題抽出（本庁、事務所）
- d. 工場立会いの実施と課題の抽出（本庁、事業者）
- e. アクションマトリックスを用いた追加検査の計画と実施（本庁）

(4) 核燃料施設等の検査の精査

- a. 発電炉側検査との差異とその運用方法に係る継続的検証と反映（本庁）
- b. グレーデットアプローチに係る課題の検証（本庁）

(5) その他

- a. 試運用フェーズ2前の説明会実施（全サイト、全事務所）
- b. 建設プラント、廃止措置プラントでの試運用の実施と必要検査の選定検証
（建設プラントは大間サイト、廃止措置プラントは浜岡1, 2号機を検討）
- c. 試運用で確認された良好事例等の共有（全サイト、全事務所）

○ 2019年度の保安検査について、以下を検討中。

(1) 検査期間

柔軟に設定する。

(2) 検査内容

保安検査対象になる試運用については、保安検査の一環で実施する。

(3) 違反判定

保安検査中の違反の判定方法は現行通りの運用とする。

(保安検査実施要領による判定)

※年度末までに原子力規制委員会の議論を経て、具体的な方針を決定する。

検査制度の見直しに関する試運用実施のための要領（フェーズ2）

1. 検査制度の見直しに関する試運用実施の目的

2020年4月の新検査制度の本格運用を前に、適切な原子力規制検査（以下「検査」という。）の実施に資するため、試運用フェーズ1（2018年10月～2019年3月）を実施し、新たな検査体系を経験しつつ検査ガイド等の課題抽出に努めてきた。

2019年4月より、本格運用を考慮した試運用フェーズ2を実施し、新検査に対する更なる習熟を主なねらいとしつつ、以下の項目の達成を目的とする。

- ・フェーズ1に引き続き、各種課題の抽出と是正
- ・フェーズ1の課題に対する対応と検証
- ・検査計画から報告、総合評定及びその間に必要となる各種会議体の運用など、一連のプロセスの実施と課題の抽出（PI提出に係る対応も含む）
- ・安全重要度の評価（以下「SDP」という。）等、評価に係る試運用の実施と重要度評価に係る相場観の醸成
- ・指摘事項から抽出された横断的領域に係る懸念事項への対応の検討
- ・各種法定確認事項の模擬
- ・発電炉と核燃施設等の差異及びグレーデッドアプローチの考え方の整理

2. 試運用フェーズ2の期間と対象範囲

（1）試運用フェーズ2の期間

2019年4月1日から9月30日までとし、前半（4月～6月）と後半（7月～9月）として、四半期毎に区切り、前半での気付きや要改善事項に後半で対応できるよう計画する。

（2）対象範囲

全ての検査ガイド（フェーズ2で使用する検査ガイドは3月中に公開予定）を対象として可能な範囲で実施することとし、検査の種類ごとに以下のとおり行う。

- a. 日常検査：全規制事務所において、担当する全ての施設を対象とする。ただし、核燃料施設等に係る検査実施の範囲、実施時期などは準備状況に応じて調整する。
- b. チーム検査：本庁及び規制事務所の職員からなる検査チームを編成し、大飯及び柏崎刈羽の両サイトを中心として実施する。なお、両サイトにおいてチーム検査の対象となる適切な活動・状況などが無い場合は、他サイトで実施することとする。

なお、担当する事務所のない施設（大間）は別途調整の上、主に本庁が主体となりチーム検査を実施する。また、核燃料施設等におけるチーム検査の実施は検討中

であり、後日規制事務所や事業者等の関係者に情報共有する。

3. 試運用フェーズ2の具体的運用

(1) 試運用フェーズ2の流れ（時系列順）

- a. 検査計画を立案する。（日常検査：規制事務所、チーム検査：本庁）
- b. チーム検査では、当該検査の体制を編成し、チーム検査実施のための調整・準備を行う。
- c. 計画に基づき検査（試運用）の実施。（気付き事項の整理、評価含む）
- d. チーム検査では、検査作業の試運用終了後、都度、出口会議の試運用を行った上で事業者と振り返りの面談を実施。
- e. 緑を超える可能性のある案件は、本庁（検査評価室）に報告しSDPを実施。
（それ以外のものは、本庁がデータベースを適時確認。）
なお、SDP実施に際し、追加で必要となる情報については、本庁より当該事務所に確認を依頼する。
- f. 当該評価終了後、安全重要度・対応措置評価会合（以下「SERP」という。）を実施。
評価結果を当該サイト事業者へ通知し、必要に応じて事業者と評価結果に対する意見聴取会（以下「RC」という。）を実施。
- g. 本庁は、アクションマトリックスを用いて、追加検査の有無の判断及びその実施を計画。事業者と調整後、試運用にて実施。
- h. 全規制事務所は、四半期に一度、サイトごとに検査報告書（案）を作成する。
- i. 全規制事務所は、サイト事業者と四半期毎の出口会議を実施。
- j. 全規制事務所は、出口会議後に報告書案を本庁に報告。
当該事業者は必要に応じて意見聴取の機会を本庁に要請し、公開会合を模擬した面談（傍聴等の形態での公開は行わない。）にて事業者と議論する。
- n. 本庁は、総合的な評定（大飯、柏崎刈羽のみ）を行い、これに係る報告書案をまとめ、事業者へ通知する。
事業者は必要に応じて意見聴取の機会を本庁に要請し、公開会合を模擬した面談（傍聴等の形態での公開は行わない。）にて事業者と議論する。

(2) 試運用フェーズ2の具体的活動

a. 計画

【日常検査】

原則として、指導官の派遣は行わないので、各事務所のみで試運用を行うこととする。試運用において、疑問点等がある場合には、事前にフェーズ1での指導官、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門又は検査監督総括課に相談するなどの個別対応を行う。

- ① フェーズ2の期間である2四半期分（4月～6月、7月～9月）の大まか

な計画を各規制事務所で通常業務（保安検査等）を考慮して作成する。
計画は、事業者の活動に合わせて流動的に変更可能とする。

- ② 各事務所は、本庁が指示するサンプル数（別途連絡）をベースに全ての検査ガイドを実施することとし、計画においては、サンプル数を網羅できるように設定する。（指定されたサンプルを超えて実施しても構わない。）
- ③ 本計画は、本庁と情報共有する。

【チーム検査】

チーム検査は、代表プラントである大飯、柏崎刈羽サイトを中心に行うが、代表プラントにおいて検査対象になる事業者の活動が無い検査ガイドについては、他サイトを対象に行うことを本庁と電事連とで調整する。チーム検査全体のスケジュールは、事業者の活動予定を踏まえ、本庁にて調整・設定する。

- ① 本庁は、当該チーム検査の体制を整備しつつ、全事務所及び本庁関係箇所にチーム検査の日程を共有した上で、当該チーム検査に参加を希望する検査官を募り、調整を行った上でチームを編成する。
- ② チーム検査のチームリーダーは、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門又は専門検査部門が指名した検査官が行う。
- ③ 本庁は、事務所長と相談の上チーム員内の担当、事務所検査官からオーナーを指名する。
- ④ オーナーは、チーム検査の詳細な日程について、事業者の活動状況に鑑み、チームリーダーと相談しながら調整して計画を作成する。

b. 試運用の実施

【日常検査】

- ① 検査官は、検査を開始する前に、それぞれの検査ガイドに記載されている事業者の関連図書を十分理解しておくとともに、現場状況及び対象設備についても規制要求等を把握しておくこと。
- ② 上記 a. で計画した検査スケジュールに従い、試運用を適時実施していく。実施に際し、保安検査、保安調査等の通常業務について、検査ガイドを使用した試運用に置き換えることで、業務の効率化、検査官の負担軽減を図るものとする。
- ③ 検査官は、各検査ガイドに基づき、日々の業務として試運用を行う。疑問点や気付き事項について、事業者を確認（インタビュー等）し事実を把握した上で、スクリーニングを行い、マイナー又は緑を超えるパフォーマンス劣化であるかどうかの判断を行う。
- ④ 日々の試運用における個々の気付き事項等については、事業者と事実関係の認識共有を行った上で、当該気付き事項がマイナーになるのか、指摘事項となるのか、緑を越える可能性があるのか等について、事業者の

検査担当職員などに伝達しておくこと。

- ⑤ スクリーニングにより、緑を超えると判断した事象については、実用炉監視部門又は核燃料施設等監視部門に連絡する。その際、事業者との認識の齟齬がある場合には、その旨も合わせて連絡する。

なお、気付き事項のうちパフォーマンス欠陥があるためマイナー及び緑に位置付けたものについては、早急な連絡は不要であるが、フェーズ1と同様に後述するデータベース（以下「DB」という。）に入力し、適時本庁にて確認する。（緑でも早急な連絡又は相談が必要と考える案件については、本庁に連絡のこと。）

【チーム検査】

- ① チームリーダーは、チーム検査の実施に必要な情報を事前に抽出し、オーナー経由で事業者に要求する。
- ② オーナーは、事業者情報が十分であることをチームリーダー及び他チーム員に確認するため、事業者から可能な範囲で電子媒体（DVD等）として借用し、チーム員が閲覧できるようにする。（必ず返却もしくは廃棄のこと）チームリーダーが必要と判断した場合は、検査実施前に現地での事前確認を行う。
- ③ チームリーダーは、事前確認において、資料の不足及び質問事項があれば、オーナー経由で事業者に対応を求める。
- ④ チームリーダーは、事前確認によって検査のサンプル対象の絞り込みを行い、チーム員に検査を行う方向性を指示する。
- ⑤ チームリーダーは、検査実施期間中、各チーム員と情報を共有し、効率的、効果的な活動ができるよう日々チーム会議を開催し、統括する。
- ⑥ 試運用において、気付き事項が確認された場合及びその結果等については、上記日常検査の③～⑤に準じて対応を行う。

c. 試運用 DB の作成

試運用の実績は、フェーズ1と同様に取りまとめ、DBに記載することとする。なお、チーム検査については、チームリーダーが記載する。（DBのフォーマットについては、別途指定する。）

d. SERP 及び RC

本庁は、SDPの評価結果をSERPにて仮決定し、本仮決定結果について当該サイト事業者へ通知する。事業者から要請のある場合には、本庁にて事業者/本庁/担当検査官（TV会議参加）と面談形式にてRCを実施する。なお、試運用において白以上の指摘事項が無い場合は、事業者と調整の上、模擬案件で実施する。

また、その後にはSDPの結果を確定するSERP会合及び結果通知後に行う事業者の

異議申立てに応じて実施する判定会合は実施しない。

e. 出口会議

【日常検査】

- ① 全規制事務所検査官は、四半期終了までに四半期分の報告書案を整理し、サイト事業者と四半期毎の出口会議を実施する。本会議では、当該報告書案を用いて指摘事項の内容、四半期全体を通じた検査官の所見等を共有する。なお、チーム検査に係る内容は、別途出口会議が行われていることから、当該会議内で議論しない。（本格運用の際には、この時点で報告書案を提示するのではなく、その内容・ポイントを共有・議論する）

【チーム検査】

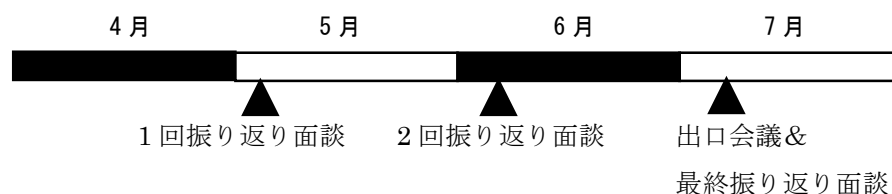
- ① チーム検査は、期間と参加者が限られているため、個々のチーム検査終了時にサイト事業者とチーム員とで出口会議を行う。なお、チーム員でない担当事務所の検査官がこれに参加することは妨げない。

f. 試運用の振り返り（面談）

【日常検査】

- ① 1ヶ月ごとに事務所内で振り返りを行い、その結果を第1フェーズと同様に所定の様式（意見取りまとめ）に記録する。
- ② 上記①の事務所内振り返りの後、事業者とも1ヶ月ごとに振り返り（面談）を行う。
- ③ 事業者意見を書面にて受領し、フェーズ1と同様に作成する面談録の添付とする。

○ フェーズ2 前半（4月～6月）の出口会議と試運用の振り返りスケジュール図



【チーム検査】

- ① チーム検査における出口会議終了後、チーム員（可能な範囲で当該プラント所管の事務所検査官も情報共有を兼ねて参加）で振り返りを行い、その結果を第1フェーズと同様に所定の様式（意見取りまとめ）に記録する。
- ② 上記①のチーム内振り返りの後、事業者とも振り返りを行う。その際、事業者からは文書で事業者意見の提出を受け、それに基づき意

見交換を行う。なお、振り返りの結果は、第1フェーズと同様に面談録を作成する。

e. 報告書作成

全事務所検査官は、四半期に一度（試運用フェーズ2の期間中2回）、報告書案を作成する。その際、本庁から事務所に共有されるチーム検査の報告内容を当該報告書案に含める。

チーム検査については、それぞれのチーム検査のチームリーダーがチーム員の協力を得て、報告書案を執筆して整理し、オーナーに四半期ごとの報告に盛り込むよう指示する。

（報告書のフォーマットについては、別途指定する。）

f. その他

(a) 試運用中の疑問点等は、適宜、第1フェーズの指導官や実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門又は検査監督総括課に確認するなどし、適切な試運用が行えるように日々改善に努力し、実運用に資するような試運用を目指す。

(b) 試運用における気付き事項に対するスクリーニングに対する検証とフィードバック（相場観の継続的な醸成）について、本庁を中心として適宜実施する。（勉強会等を通じて認識共有も進める。）

(c) 工場立会いの実施と課題の抽出についても継続して検討する。

4. その他フェーズ2における注意事項

(1) 規制事務所において、日常検査の計画を主体的に作成・遂行することとなるが、検査の円滑な実施のため適当と考えられる場合には、予め事業者と当該計画を情報共有することなどは差し支えない。

また、事業者側からの情報共有の要請があった場合についても、規制事務所の判断により適宜対応して差し支えない。

(2) 事業者より、試運用の中で何かしらの事業者取り組みについて確認したい旨の希望があった場合（例えば、フリーアクセスで運用を変えてみたので、試運用の中で感触を相談したいなど）、可能な範囲で対応することとする。なお、対応に苦慮するものは、本庁事務局に相談のこと。

(3) フェーズ2実施時点で、本庁より検査ガイドの検査項目毎に指定するサンプル数は、試運用にのみ適用される数値であることに注意すること。

(4) 核燃料施設等の検査の精査は、継続的に行う。

① 発電炉に対する検査との差異とその運用方法に係る継続的検証と反映

② グレーデッドアプローチに係る課題の検証

- (5) フェーズ2開始に合わせて、各種関連文書（原子力規制検査等実施要領、共通事項に係る検査ガイド、個別の検査ガイド等）試運用版の最新版（フェーズ2で使用する検査ガイドは3月中に公開予定）を確認し、検査官は検査前までに熟読のこと。

「検査制度の見直しに関する試運用フェーズ2実施のため の説明会」に関するアンケート調査票

新たな検査制度の本格施行に向けた試運用フェーズ1について、様々な方面での御協力ありがとうございます。

試運用フェーズ2では、フェーズ1で明らかになった課題に対応するとともに、検査制度の様々な要素に取り組むなどの新たな試みを実施していくこととなりますので、今回、その説明をさせていただきました。

今後も新たな検査制度の実施に向けた活動を円滑かつ効果的に進めていくため、本説明会について、以下の点に御回答いただきたく、御協力をお願いいたします。

◆貴施設名等に○を付けてください。

発電所等： 泊、大間、東通、女川、福島第一、福島第二、東海第二、柏崎刈羽、敦賀、
浜岡、志賀、美浜（大飯、高浜）島根、伊方、玄海、川内

核燃施設等：JAEA（青森、敦賀、大洗、原科研、核サ研、人形峠）、
六ヶ所（日本原燃、核管センター）、東海（原燃工、三菱原燃、NDC）、
近大、熊取（原燃工、京大）

上記にない場合： _____

◆あなたの所属する組織に○を付けてください。

- ①原子力施設の設置・運用主体（電力会社、燃料加工会社など）の本店・事業本部等
- ②原子力施設の設置・運用主体（電力会社、燃料加工会社など）の施設に常駐する部門
- ③原子力施設の工事、保守管理、維持運営等に携わる組織
(協力企業、業務の請負に参加する会社など)

④その他

1. (1)～(2)の各項目について、説明会に参加することで理解が促進されたか、次の5段階のうちで一番該当すると思われる番号に○を付けてください。

十分に理解できた(5)～どちらともいえない(3)～まだほとんど理解できない(1)

(1) フェーズ1で明らかになった課題	5	4	3	2	1
(2) 試運用フェーズ2の取組の内容	5	4	3	2	1

(裏面あり)

2. (1)~(4)の各項目について、次の5段階のうちで一番該当すると思われる番号に○を付けてください。

適切だった（5）～どちらともいえない（3）～不適切だった（1）

(1) 説明会の実施時期	5	4	3	2	1
(2) 説明会の実施場所	5	4	3	2	1
(3) 説明会の開催時間	5	4	3	2	1
(4) 説明と質疑との時間配分	5	4	3	2	1

※ 妥当だったこと、改善すべきこと等コメントがありましたら、御自由に御記載ください。

3. (1)~(3)の各項目について、次の5段階のうちで一番該当すると思われる番号に○を付けてください。

わかりやすかった（5）～どちらともいえない（3）～わかりにくかった（1）

(1) 説明資料	5	4	3	2	1
(2) 説明の仕方・内容	5	4	3	2	1
(3) 質疑への応答	5	4	3	2	1

※ 妥当だったこと、改善すべきこと等コメントがありましたら、御自由に御記載ください。

4. その他、今回実施した説明会や新検査制度及び試運用全体に関して、御要望・御意見等がありましたら、御自由に御記載ください。

※ 御協力ありがとうございました。